

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月11日
【四半期会計期間】	第6期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社コビキタスエナジー
【英訳名】	Ubiquitous Energy, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 政臣
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田五丁目23番7号
【電話番号】	(03) 5795-1855
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 小野 裕章
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田五丁目23番7号
【電話番号】	(03) 5795-1855
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 小野 裕章
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第1四半期 累計(会計)期間	第6期 第1四半期 累計(会計)期間	第5期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	747,748	835,198	3,389,573
経常利益(千円)	87,756	32,935	513,633
四半期(当期)純利益(千円)	48,118	15,376	278,844
持分法を適用した場合の投資利益(千円)			
資本金(千円)	377,635	383,505	383,160
発行済株式総数(株)	1,702,800	1,727,200	1,724,900
純資産額(千円)	889,514	1,089,739	1,125,765
総資産額(千円)	1,196,869	1,524,845	1,638,837
1株当たり純資産額(円)	522.38	630.93	652.66
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	28.30	8.91	163.09
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	26.89	8.57	155.78
1株当たり配当額(円)			30.0
自己資本比率(%)	74.3	71.5	68.7
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	38,860	48,600	312,854
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	3,770	83,175	124,349
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,095	44,294	6,620
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	780,306	763,177	939,247
従業員数(名)	269	313	220

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社がないため記載しておりません。

4. 第5期の1株当たり配当額には、上場1周年記念配当10円が含まれております。

## 2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	313
---------	-----

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であります。

2. 従業員が当第1四半期会計期間において93名増加したのは、主に業容拡大に伴う採用増によるものであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

該当事項はありません。

#### (2) 仕入実績

当第1四半期会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
エネルギーコストソリューション事業(千円)	122,909	
エコロジーソリューション事業(千円)	78,865	
グリーンハウスプロジェクト事業(千円)	41,514	
報告セグメント計(千円)	243,288	
その他(千円)	3,999	
合計(千円)	247,288	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. グリーンハウスプロジェクト事業は、平成22年4月21日より新たに開始した事業であります。また、その他は、平成22年4月21日に撤退したリレーションシップ事業であります。

#### (3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
エネルギーコストソリューション事業(千円)	635,292	
エコロジーソリューション事業(千円)	159,849	
グリーンハウスプロジェクト事業(千円)	39,750	
報告セグメント計(千円)	834,892	
その他(千円)	305	
合計(千円)	835,198	

(注) 1. 前第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社クレディセゾン	478,482	64.0	494,390	59.2
株式会社オリエントコーポレーション	-	-	118,958	14.2
NECキャピタルソリューション株式会社	82,550	11.0	88,017	10.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 前第1四半期会計期間の株式会社オリエントコーポレーションについては、割合が10%未満のため記載を省略しております。

4. グリーンハウスプロジェクト事業は、平成22年4月21日より新たに開始した事業であります。また、その他は、平成22年4月21日に撤退したリレーションシップ事業であります。

## 2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 業績の状況

当第1四半期会計期間における我が国経済は、景気が持ち直してきているものの、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい経済状況にあります。企業の業況判断は改善していますが、中小企業を中心に先行きに慎重な見方となっています。

このような経済状況の中、中小規模事業者のコスト削減に対する強い需要や、環境負荷削減型商品に対する旺盛な需要を背景に、受注は引き続き順調に推移いたしました。また、業容拡大のため、平成22年4月より、一般家庭向けに住宅用太陽光発電システム等の店舗販売を行うグリーンハウスプロジェクト事業を開始いたしました。

一方、業容拡大のための人員採用、賞与引当金の計上、グリーンハウスプロジェクト事業の開始に伴う店舗の開設及び広告宣伝等により、販売費及び一般管理費は前年同四半期に比べて21.7%増加いたしました。また、資産除去債務会計基準の初年度適用に伴う影響額として、2,621千円を特別損失に計上いたしました。

以上の結果、当第1四半期会計期間における売上高は835,198千円（前年同四半期比11.7%増）、営業利益は32,233千円（前年同四半期比63.0%減）、経常利益は32,935千円（前年同四半期比62.5%減）、四半期純利益は15,376千円（前年同四半期比68.0%減）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

##### エネルギーコストソリューション事業

当第1四半期会計期間において、受注は堅調に推移し、売上高は635,292千円となりました。仕入単価は減少傾向で推移いたしました。主な販売費及び一般管理費は人件費・旅費交通費・通信費・地代家賃であり、営業利益は248,734千円となりました。

##### エコロジーソリューション事業

当第1四半期会計期間において、エコロジーソリューション事業は、従来の関東地区から関東及び東北地区へと販売エリアを拡大いたしました。その結果、受注は順調に推移し、売上高は159,849千円となりました。仕入単価は減少傾向で推移いたしました。主な販売費及び一般管理費は人件費・旅費交通費・地代家賃であり、営業利益は21,380千円となりました。

##### グリーンハウスプロジェクト事業

グリーンハウスプロジェクト事業は、大型商業施設等にて自社運営店舗を構え、一般家庭向けに住宅用太陽光発電システムやエコキュート等の環境負荷削減型商品の販売を行う事業として、平成22年4月21日開催の取締役会決議に基づき新規に開始いたしました。自社運営店舗としては、4月に「エコラステーション ロックシティ守谷店」（茨城県守谷市）を開設し、その他にイオン下妻ショッピングセンター（茨城県下妻市）とイオンおゆみ野ショッピングセンター（千葉県千葉市）内にそれぞれ店舗を開設して営業を行いました。太陽光発電システムについては、国や自治体による補助金の支給といった普及促進の動きを受け、受注は順調に推移いたしました。その結果、当第1四半期会計期間における売上高は39,750千円となりました。主な販売費及び一般管理費は事業開始に伴う店舗の開設費用及び広告宣伝費・人件費・地代家賃であり、営業損失は26,942千円となりました。

##### その他

平成22年4月21日開催の取締役会決議に基づき撤退したリレーションシップ事業については、当第1四半期会計期間における業績の金額的影響が小さいことを考慮し、その他に区分しております。リレーションシップ事業の売上高は305千円、撤退に伴う費用の計上により、営業損失は4,374千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ176,069千円減少し、763,177千円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間において営業活動の結果使用した資金は48,600千円（前年同四半期は38,860千円の獲得）となりました。これは主に、税引前四半期純利益の計上30,314千円、仕入債務の増加26,246千円、未払金の増加62,551千円による資金の増加、及び法人税等の支払153,767千円による資金の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間において投資活動の結果使用した資金は83,175千円（前年同四半期は3,770千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出25,929千円、無形固定資産の取得による支出52,485千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間において財務活動の結果使用した資金は44,294千円（前年同四半期は1,095千円の獲得）となりました。これは、主に、配当金の支払額44,639千円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しに重要な変更はありません。

(6) 資本の財源についての分析

当第1四半期会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは48,600千円の支出となっておりますが、これは法人税等の支払い153,767千円の影響によるものであり、税金等の支払いを行う前の営業活動によるキャッシュ・フローはプラスで推移しております。当社は当該営業活動によるキャッシュ・フローを財源として事業活動を行っていく方針であります。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、グリーンハウスプロジェクト事業における自社運営店舗を開設いたしました。その設備の状況は、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	敷金及び 保証金 (千円)	合計 (千円)	
エコラステーション ロックシティ守谷 店 (茨城県守谷市)	グリーンハウス プロジェクト 事業	店舗設備	4,235	866	4,000	9,101	6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員数を表示しております。

3. 主な賃借契約により使用している設備は以下のとおりであります。

<賃借設備>

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	科目	数量(坪)	賃借料 (千円/月)
エコラステーション ロックシティ守 谷店 (茨城県守谷市)	グリーンハウスプロジェク ト 事業	建物	34.94	593

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月11日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	1,727,200	1,727,300	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準の株式
計	1,727,200	1,727,300	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

平成18年6月26日定時株主総会(平成18年6月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	21
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,400(注)2、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注)2、4、5
新株予約権の行使期間	平成20年7月26日から 平成28年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注)2、4、5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金60,000円(提出日現在は150円)とする。また、行使価額は、金60,000円(提出日現在は150円)とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
- (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
- (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
- (4) その他の条件については、平成18年6月26日開催の定時株主総会及び平成18年6月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成18年10月20日開催の取締役会決議により、平成18年11月7日付で1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成18年6月26日定時株主総会(平成18年6月26日取締役会決議、取締役及び監査役向け発行分)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000(注)2、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注)2、4、5
新株予約権の行使期間	平成20年7月26日から 平成28年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注)2、4、5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。
2. 新株予約権 1 個当たりの払込をすべき金額は、1 株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権 1 個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金60,000円(提出日現在は150円)とする。また、行使価額は、金60,000円(提出日現在は150円)とする。
- また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
  - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
  - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
  - (4) その他の条件については、平成18年 6 月26日開催の定時株主総会及び平成18年 6 月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成18年10月20日開催の取締役会決議により、平成18年11月 7 日付で 1 株を 4 株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成20年 6 月10日開催の取締役会決議により、平成20年 7 月 1 日付で 1 株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年 1月 5日臨時株主総会(平成19年 1月23日取締役会決議、従業員向け発行分)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年 6月30日)
新株予約権の数(個)	122
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,200(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成21年 3月 3日から 平成29年 1月 5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注)2、4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権 1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権 1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金15,000円(提出日現在は150円)とする。また、行使価額は、金15,000円(提出日現在は150円)とする。  
また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
  - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
  - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
  - (4) その他の条件については、平成19年 1月 5日開催の臨時株主総会及び平成19年 1月23日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年 6月10日開催の取締役会決議により、平成20年 7月 1日付で 1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年 1月 5日臨時株主総会(平成19年 1月23日取締役会決議、取締役及び監査役向け発行分)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年 6月30日)
新株予約権の数(個)	250
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成21年 3月 3日から 平成29年 1月 5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注)2、4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権 1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権 1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金15,000円(提出日現在は150円)とする。また、行使価額は、金15,000円(提出日現在は150円)とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
  - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
  - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
  - (4) その他の条件については、平成19年 1月 5日開催の臨時株主総会及び平成19年 1月23日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年 6月10日開催の取締役会決議により、平成20年 7月 1日付で 1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	91
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,100(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成21年8月10日から 平成29年7月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800 資本組入額 800 (注)2、4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金80,000円(提出日現在は800円)とする。また、行使価額は、金80,000円(提出日現在は800円)とする。
- また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
  - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
  - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
  - (4) その他の条件については、平成19年7月24日開催の臨時株主総会及び平成19年7月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、取締役向け発行分)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	320
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,000(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成21年8月10日から 平成29年7月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800 資本組入額 800 (注)2、4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金80,000円(提出日現在は800円)とする。また、行使価額は、金80,000円(提出日現在は800円)とする。  
また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
  - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
  - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
  - (4) その他の条件については、平成19年7月24日開催の臨時株主総会及び平成19年7月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日 (注)1	2,300	1,727,200	345	383,505		126,293

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成22年7月1日から平成22年7月31日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が100株、資本金が15千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,724,700	17,247	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式
単元未満株式	普通株式 200		
発行済株式総数	1,724,900		
総株主の議決権		17,247	

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					



## 2【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	1,480	1,479	1,255
最低(円)	1,300	1,070	1,101

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものです。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	763,177	939,247
売掛金	353,883	362,207
商品	43,902	26,268
前払費用	32,266	31,581
繰延税金資産	52,222	50,089
その他	1,788	8,334
流動資産合計	1,247,240	1,417,727
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	39,253	21,920
車両運搬具(純額)	3,013	-
工具、器具及び備品(純額)	29,006	25,671
有形固定資産合計	71,273	47,591
無形固定資産		
ソフトウェア	86,189	47,133
ソフトウェア仮勘定	-	12,600
無形固定資産合計	86,189	59,733
投資その他の資産		
敷金及び保証金	116,359	112,471
その他	3,782	1,312
投資その他の資産合計	120,142	113,784
固定資産合計	277,604	221,109
資産合計	1,524,845	1,638,837
負債の部		
流動負債		
買掛金	104,307	78,061
未払金	229,090	187,792
未払費用	6,522	3,698
未払法人税等	20,497	160,488
未払消費税等	15,728	30,487
預り金	17,238	6,078
賞与引当金	25,871	45,290
流動負債合計	419,256	511,896
固定負債		
資産除去債務	13,373	-
その他	2,476	1,175
固定負債合計	15,850	1,175
負債合計	435,106	513,071

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	383,505	383,160
資本剰余金	126,293	126,293
利益剰余金	579,941	616,312
株主資本合計	1,089,739	1,125,765
純資産合計	1,089,739	1,125,765
負債純資産合計	1,524,845	1,638,837

(2)【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	747,748	835,198
売上原価	189,695	229,653
売上総利益	558,053	605,544
販売費及び一般管理費	470,893	573,310
営業利益	87,159	32,233
営業外収益		
受取利息	112	51
受取手数料	346	394
解約手数料	152	140
その他	86	115
営業外収益合計	697	701
営業外費用		
創立費償却	32	-
株式交付費償却	67	-
営業外費用合計	99	-
経常利益	87,756	32,935
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,621
特別損失合計	-	2,621
税引前四半期純利益	87,756	30,314
法人税、住民税及び事業税	34,315	18,776
法人税等調整額	5,322	3,837
法人税等合計	39,637	14,938
四半期純利益	48,118	15,376

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	87,756	30,314
減価償却費	2,437	7,859
長期前払費用償却額	73	107
賞与引当金の増減額(は減少)	-	19,419
受取利息	112	51
創立費償却	32	-
株式交付費償却	67	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,621
売上債権の増減額(は増加)	150,487	8,324
たな卸資産の増減額(は増加)	31,641	17,634
その他の流動資産の増減額(は増加)	292	5,886
仕入債務の増減額(は減少)	15	26,246
未払金の増減額(は減少)	24,090	62,551
未払消費税等の増減額(は減少)	18,890	14,759
その他の流動負債の増減額(は減少)	5,435	8,985
その他	619	4,110
小計	171,242	105,142
利息の受取額	112	24
法人税等の支払額	132,494	153,767
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>38,860</b>	<b>48,600</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	1,300	25,929
無形固定資産の取得による支出	630	52,485
敷金及び保証金の差入による支出	3,202	4,931
敷金及び保証金の回収による収入	1,353	1,043
その他	8	872
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>3,770</b>	<b>83,175</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,095	345
配当金の支払額	-	44,639
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,095</b>	<b>44,294</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	36,184	176,069
現金及び現金同等物の期首残高	744,121	939,247
現金及び現金同等物の四半期末残高	780,306	763,177

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項 の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ266千円減少しており、税引前四半期純利益は2,887千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は13,318千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 17,721千円	有形固定資産の減価償却累計額 13,197千円

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)																														
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬、給与賃金及び諸手当</td><td>293,243千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>33,257千円</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>44,404千円</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>13,000千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>26,502千円</td></tr> <tr><td>求人費</td><td>17,488千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>2,437千円</td></tr> </table>	役員報酬、給与賃金及び諸手当	293,243千円	法定福利費	33,257千円	旅費交通費	44,404千円	通信費	13,000千円	地代家賃	26,502千円	求人費	17,488千円	減価償却費	2,437千円	<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬、給与賃金及び諸手当</td><td>323,953千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>38,616千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>25,871千円</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>36,241千円</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>21,961千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>33,556千円</td></tr> <tr><td>求人費</td><td>25,700千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>7,859千円</td></tr> </table>	役員報酬、給与賃金及び諸手当	323,953千円	法定福利費	38,616千円	賞与引当金繰入額	25,871千円	旅費交通費	36,241千円	通信費	21,961千円	地代家賃	33,556千円	求人費	25,700千円	減価償却費	7,859千円
役員報酬、給与賃金及び諸手当	293,243千円																														
法定福利費	33,257千円																														
旅費交通費	44,404千円																														
通信費	13,000千円																														
地代家賃	26,502千円																														
求人費	17,488千円																														
減価償却費	2,437千円																														
役員報酬、給与賃金及び諸手当	323,953千円																														
法定福利費	38,616千円																														
賞与引当金繰入額	25,871千円																														
旅費交通費	36,241千円																														
通信費	21,961千円																														
地代家賃	33,556千円																														
求人費	25,700千円																														
減価償却費	7,859千円																														

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)								
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成21年6月30日現在)</p> <table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>780,306千円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>780,306千円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	780,306千円	現金及び現金同等物	780,306千円	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成22年6月30日現在)</p> <table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>763,177千円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>763,177千円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	763,177千円	現金及び現金同等物	763,177千円
現金及び預金勘定	780,306千円								
現金及び現金同等物	780,306千円								
現金及び預金勘定	763,177千円								
現金及び現金同等物	763,177千円								

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 1,727,200株
2. 自己株式の種類及び株式数  
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項  
新株予約権の四半期会計期間末残高  
ストック・オプションとしての新株予約権

4. 配当に関する事項  
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	51,747	30	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額30円には、上場1周年に伴う記念配当10円が含まれております。

(金融商品関係)

前事業年度の末日に比べて著しい変動がないため記載を省略しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。
2. 当第1四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容  
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期累計期間において著しい変動がないため記載を省略しております。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、取り扱い商品・サービス別のセグメントから構成されており、「エネルギーコストソリューション事業」、「エコロジーソリューション事業」及び「グリーンハウスプロジェクト事業」の3つを報告セグメントとしております。

「エネルギーコストソリューション事業」は、主に中小規模事業者向けに、電力料金削減のコンサルティングを実施し、電力契約の種類変更の提案とともに電子ブレーカーの販売を行っております。「エコロジーソリューション事業」は、一般家庭向けにエコキュート及びIHクッキングヒーター等の環境負荷削減型商品の販売を行っております。「グリーンハウスプロジェクト事業」は、一般家庭向けに住宅用太陽光発電システム等の環境負荷削減型商品の店舗販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	エネルギーコストソリューション事業	エコロジーソリューション事業	グリーンハウスプロジェクト事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	635,292	159,849	39,750	834,892	305	835,198
セグメント間の内部売上高又は振替高						
計	635,292	159,849	39,750	834,892	305	835,198
セグメント利益又は損失( )	248,734	21,380	26,942	243,172	4,374	238,798

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当第1四半期会計期間に撤退したりレーショニング事業であります。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	243,172
「その他」の区分の利益	4,374
全社費用(注)	206,564
四半期損益計算書の営業利益	32,233

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)		前事業年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	630.93円	1株当たり純資産額	652.66円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	28.30円	1株当たり四半期純利益金額	8.91円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	26.89円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	8.57円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	48,118	15,376
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	48,118	15,376
期中平均株式数(株)	1,700,414	1,725,745
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	89,095	67,841
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月10日

株式会社 コビキタスエナジー  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コビキタスエナジーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コビキタスエナジーの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月9日

株式会社 コビキタスエナジー  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コビキタスエナジーの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コビキタスエナジーの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。